

令和2年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和2年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 令和2年2月7日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	7	火	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、議案上程、説明、審議、討論、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定について	2月7日	12番 坂本弘樹君 13番 松尾文昭君 指 定
		会期決定の件	2月7日	2月7日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月7日	朝長英美君 小林史政君 指 名
		議会運営委員会委員の選任について	2月7日	坂本弘樹君 指 名
議案第1号	本会議	県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	2月7日	原案可決
議案第2号	本会議	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	2月7日	原案可決
議案第3号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月7日	原案可決
議案第4号	本会議	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	2月7日	原案可決

議案第5号	本会議	令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月7日	原案可決
議案第6号	本会議	監査委員（組合議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて	2月7日	同意

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月日	質問者	質問要旨		ページ
2月7日	相浦喜代子 議員	1	<p>1 小型救急車両の導入について</p> <p>道路幅の狭いところや離島など、全国で導入されている事例もある。軽自動車に救急資器材等を搭載した車両について、設置要件、メリットやデメリット、全国の導入状況を伺う</p> <p>2 県央地域広域市町村圏組合における消防署の建て替えについて</p> <p>建て替え順で行くと、雲仙市小浜署、諫早市高来分署、多良見分署の順となる。しかし、築年数から云えば昭和47年から48年の間で3署とも建設されており、建て替えについては同時に考える必要があると思う。仮に同時に建設場所が決定された場合、建設費等財源については可能か伺う。</p>	21

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 森 多久男 君
3 番 松 永 隆 志 君
4 番 相 浦 喜代子 君
5 番 松 尾 義 光 君
6 番 山 口 喜久雄 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 小 林 史 政 君
10 番 岩 永 慎太郎 君
11 番 村 崎 浩 史 君
12 番 坂 本 弘 樹 君
13 番 松 尾 文 昭 君
14 番 伊 川 京 子 君
15 番 田 川 伸 隆 君

○ 欠席議員（1名）

7 番 松 本 正 則 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	梅林 弘幸 君
事務局長	池松 弘 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	山口 敏之 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	田方 章 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 山口 敏之 君
書 記 川下 辰彦 君

午後2時00分開会

○議長（田川伸隆君）

ただいまから、令和2年第1回 県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

議事に先立ちまして、昨年、雲仙市議会の11月臨時会において、組合議員に選任された方々を御紹介申し上げます。

雲仙市議会議長の松尾文昭議員でございます。

雲仙市議会議員の坂本弘樹議員でございます。以上の方々でございます。

県央組合の広域行政運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、「議席の指定について」を議題といたします。

議席は議長において、坂本弘樹議員を12番に、松尾文昭議員を13番に指定いたします。

次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、8番 朝長英美議員、9番 小林史政議員以上2名を指名いたします。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第4、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっています。現在1人欠員となっている状況でございますので、議会運営委員会委員に、坂本弘樹議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、坂本弘樹議員を選任することに決定いたしました。次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。本日ここに、令和2年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

さて、本組合におきましては、圏域住民の皆様方の安全安心、生活環境の向上を図るべく、「常備消防及び救急業務」、「不燃性廃棄物の中間処理業務」の適正な実施に努めているところでございます。引き続き議員各位の御理解とお力添えを賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、5月に皇位継承が行われ、年号も平成から令和へと新しい時代が幕を開けました。9月から44日間にわたり開催されましたラグビーワールドカップでの日本代表の活躍は、日本中に感動と希望をもたらし、今年の夏に開催されます東京オリンピックにおいても選手の活躍が期待されるところでございます。

来月には聖火リレーが福島県をスタートし、121日間をかけ全国を巡ります。全国858市区町村でリレーが実施され、県央管内では、5月8日に3市において聖火リレーが計画されており、オリンピックの開催がより身近なものとなり、一層の盛り上がりが見込まれるところでございます。

一方で昨年は、全国各地で大型の台風や局地的な豪雨による自然災害が発生し、九州においても鹿児島県や佐賀県などでは尊い人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。

本組合圏域においては、幸いにも大規模な災害の発生はなかったものの、近年は異常気象が常態化し、台風や豪雨による災害が頻繁に発生しており、これまで大きな災害が発生しなかった地域においても、想定を超える災害がいつ発生してもおかしくない状態にあると考えております。組合といたしましては、火災や事故、急病などへの対応の備えはもちろんのこと、大規模災害への備えがますます重要と考えており、複雑・多様化する災害に対応するため、消防本部においては、各種災害現場を想定した訓練を日々実施しているところでございます。

また、消防、救急車両等の整備や救急救助用資器材の配備なども適切に行っております。

すことから、圏域住民の皆様の期待に応えられるものと思っております。

続きまして、昨年の火災・救急の概況でございますが、火災件数につきましては、前年より18件少ない、78件となっております。これは、平成に入った1989年以降4番目に少なく、特に、大村市におきましては18件と過去最少となっております。

火災の内訳といたしましては、「建物火災」45件、野焼きなどの「その他火災」が23件、「車両火災」7件、「林野火災」3件となっております。しかしながら、火災による死者が5名と前年より2名増加していることから、今後も火災予防の広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、救急出動件数につきましては、前年より51件少ない11,323件となっております。前年に比べてわずかに減少しておりますが、依然として年間の出動件数が1万件を超える利用が続いているところでございます。

救急搬送の人員につきましては、前年より45人少ない10,734人で、搬送者を年代別にみますと、65歳以上の高齢者が6,648人と前年より37人の増で、搬送者全体の約62%を占めており、少子高齢化により搬送者に占める高齢者の割合は、今後もますます高くなるものと思っております。

また、入院を要しない軽症者の搬送につきましては、全体の約32%を占める状況でございますので、適正な救急車の利用につきましても、引き続き広報活動等を通じ、周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、不燃性廃棄物の処理業務でございますが、諫早市、雲仙市の協力のもと、市民によるごみの分別が進められております。平成23年から現在の搬出区域となりましたが、以降、年間3,200トン前後の搬入量で、ほぼ横ばいで推移しております。不燃物中間処理施設であります不燃物再生センターにつきましては、選別機器、圧縮機器などの各設備は日頃から点検とメンテナンスに努め、作業員の安全確保を第一に、適正な分別と円滑な処理の実施を行い、委託事業者とともに施設全体の管理運営を図ってまいります。今後とも、両市の御協力を得ながら、地域住民に対し、適正なごみ分別の徹底を周知し、リサイクル率の向上、有価物の品質向上を図るよう、事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

本議会に提案いたしております令和2年度当初予算案をはじめ、諸議案につきましては、事務局長から説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。私からの総括説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第5 議案第1号「県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及

び費用弁償に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

それでは、議案第1号資料をご覧ください。

今回の条例につきましては、地方公務員のうち特別職非常勤職員や臨時的任用職員などの臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、従来の地方公共団体によって取り扱いが様々であったものを、統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築するため、地方公務員法及び地方自治法の一部改正がなされ、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることから、本組合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものでございます。

条例の主な内容につきましては、条を追って御説明申し上げます。

第2条は、会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第3条から第7条までは、一週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い「パートタイム会計年度任用職員」の報酬及び費用弁償について定めるものでございます。

第8条及び第9条は、一週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ「フルタイム会計年度任用職員」の給与について定めるものでございます。

第10条は、会計年度任用職員の報酬等の減額について定めるものでございます。

第11条は、会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額等について定めるものでございます。

第12条は、特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第13条は、退職者の身分及び給与について定めるものでございます。

第14条は、給与の支給方法について定めるものでございます。

附則につきましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6 議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(池松 弘君)

議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、御説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、本組合における会計年度任用職員の勤務条件等に関する規定を整備する必要があることから関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第2号資料1/6をご覧ください。改正条例の一覧でございます。

改正を要する条例といたしましては、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」、「職員の給与に関する条例」、「職員の退職手当に関する条例」、「職員の旅費に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例」でございます。

それでは、主な内容につきましては、資料の新旧対照表で条を追って御説明申し上げます。

資料2/6をお開きください。第1条は、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、規則で定めることとするものでございます。

次に、資料3／6をお開きください。第2条は、会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めることとするものでございます。

次に、資料4／6をお開きください。第3条は、退職手当の支給対象となる会計年度任用職員について定めるものでございます。

次に、資料5／6をお開きください。第4条は、会計年度任用職員の旅費については、規則で定めることとするものでございます。

次に、資料6／6をお開きください。第5条は、会計年度任用職員の育児休業等について定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第7 議案第3号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

本案は、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に関する構成市の取扱いに準じて本組合職員の給与について改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。第1条は、令和元年度の給与改定に関するものでございます。

次の2ページから4ページまでが別表第1、行政職の給料表でございます。5ページから8ページまでが別表第2、消防職の給料表でございます。9ページの第2条は、令和2年度からの給与改定に関するものでございます。

議案第3号資料1／3をご覧ください。主な改正内容についてご説明いたします。

はじめに第1条の令和元年度給与改定につきましては、1点目が給料表を平均0.1%引き上げるものでございます。若年層に重点を置いた引き上げとなっており、平成31年4月1日に遡及して適用するものでございます。

2点目は、勤勉手当の支給割合の0.05月分引き上げ、令和元年度は12月1日に遡及して適用するものでございます。令和元年度給与改定における影響額は、行政職で年間4万7千円、消防職で年間756万8千円の増となる見込みでございます。

次に、第2条の令和2年度給与改定につきましては、1点目が住居手当の支給対象となる家賃の下限を16,000円、支給限度額を28,000円に引き上げ、2点目は、令和2年度以降の勤勉手当については、6月と12月の支給割合を均等に配分するよう改めるもので、これらの改正については、令和2年4月1日から適用するものでございます。

なお、令和2年度給与改定における住居手当で影響を受ける職員は、住居手当の受給者76名のうち、増額となる職員は31名で平均月額800円の増、減額となる職員は44名で平均月額1,800円の減となります。令和2年度給与改定における影響額は、年間約65万円の減となる見込みでございます。

なお、住居手当が2,000円を超える減額となる場合は、1年間の経過措置が設けられているところでございますが、本組合においては、2,000円を超えて減額となる職員はおりません。

資料2／3は第1条に関する新旧対照表でございます。

資料3／3は第2条に関する新旧対照表でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8 議案第4号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第4号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」につきまして、御説明いたします。

本案は、長崎縣市町村総合事務組合を構成する団体の一つである長崎市が、令和2年4月30日をもって組合から脱退することに伴い、組合を組織する組合市町村の数が減少するとともに、組合の共同処理をする団体に変更が生じることから、組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9 議案第5号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第5号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,240万4千円と定めようとするものでございます。

第2条の地方債につきましては、予算書4ページの第2表「地方債」をご覧ください。起債の目的は、消防車両等整備事業として借り入れるもので、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。令和2年度は、救急自動車2台を購入するための財源とするものでございます。

予算書の1ページにお戻りください。第3条の一時借入金は、借り入れの最高限度額を1億円と定めるものでございます。

第4条の組合経費の負担につきましては、予算書5ページの「第3表 負担基準表」をご覧ください。この負担基準表は、組合規約第10条第1項に規定する組合経費の負担割合を事務の区分ごとに一覧表にしたものでございますが、この基準に基づき、各構成市別に算出した負担額を6ページと7ページの「第4表 市別負担額表」のとおり定めようとするものでございます。

それでは次に、予算の概要につきましては、資料により御説明させていただきますので、別添の議案第5号資料1をお開きください。

1ページは予算の概要でございます。予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。当初予算額は、経常的経費と臨時的経費を合計いたしまして、34億1,240万4千円となり、前年度と比較いたしますと1億2,906万1千円、率にして3.9%の増となっております。増額の内訳でございますが、経常的経費で、6,391万2千円の増、臨時的経費で、6,514万9千円の増となっております。

1ページの表が経常的経費について、2ページ上段の表が臨時的経費について、それぞれ予算科目の款別ごとに、令和2年度と前年度の当初予算を比較したものでございます。

経常的経費の主な増減について御説明いたします。総務費の「事務局運営事務」において財務会計システムの改修に伴う負担金の増、パート職員の報酬改定、庁用備品の更新に伴いまして、114万4千の増となっております。

次に衛生費の「不燃物再生センター管理運営事務」では、消費税率改正や労務費の上昇に伴う委託料の増、隔年実施が義務付けられております計量器保守点検等の実施年に当たりこれにより392万9千円の増となっております。

また、「廃乾電池等運搬・処理処分委託事務」で、処理見込み量の増加と委託料等の増により、95万3千円の増となっております。

次に消防費では、「消防本部管理事務」が人事院勧告に伴う給与改定等により給料及び職員手当の増により、2,627万4千円の増となっております。「通信指令運営事務」では、出場機会が多い小浜署非常用救急自動車に端末タブレットを増設する経費のほか平成30年度に導入いたしました一般業務系パソコンのセキュリティー保守業務委託が令和2年度から開始されることに伴い、429万8千円の増となっております。「車両管理事務」では、前年度の大村消防署の消防ポンプ自動車1台の更新に対して、令和2年度は高来分署及び愛野分署の高規格救急自動車2台と小浜消防署の事務連絡車として軽自動車1台を更新する計画になっており、3,120万円の増となっております。

「資機材管理事務」では、法の改正に伴い墜落制止用具を配備するほか、諫早消防署の救急シミュレーター更新等により、383万3千円の増となっております。「通信指令管理事務」では、高機能消防指令システムの無停電バッテリーを指令センターほか7署

の交換により、483万4千円の増となっております。最後に消防公債費では、車両更新に係る平成29年度、30年度借入分の元金償還が開始となりますが、平成19年度、26年度借入分の償還が完了となりましたので、1,352万2千円の減となっております。

次に臨時的経費の主な増減につきましては、2ページをお開きください。「消防本部管理事務のうち退職手当」が、退職者数が今年度の5人から来年度は8人と3名増により、6,287万3千円の増となります。「車両管理事務」では、梯子車オーバーホール費用が700万円の減。「衛生費の施設改修事業」では、前年度実施したカセットガスボンベのガス抜き作業場改修費の180万円の減。「消防費の施設改修事業」では、大村消防署屋上の防水工事、小浜消防署の屋根改修等により、1,107万6千円の増となっております。

次に、「(3)歳入・歳出予算の内訳」につきましては、歳入・歳出予算の款ごとの構成比率、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載しております。

次に、「(4)構成市負担金」につきましては、各構成市の平成27年度から令和2年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載しております。

各構成市別の負担金につきましては、3ページで御説明させていただきますので、3ページをお開きください。上段が令和2年度、中段が令和元年度の各構成市の負担金額を記載し、下段に増減額を記載しております。上段の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、令和2年度に各構成市にお願いする負担金の額でございます。3市の負担金の合計額は、約30億4,901万5千円で、前年度と比較し、約7,297万9千円の増となっております。

各市別の負担金総額は、諫早市は、14億9,674万7,223円で、前年度比約545万3千円の増、大村市は、9億4,747万7,728円で、前年度比約3,903万8千円の増、雲仙市は、6億478万9,830円で、前年度比約2,848万8千円の増となっております。

なお、構成3市の負担金の主な増減につきましては、総務費につきましては、財務会計システムの改修に伴う負担金の増によるものでございます。衛生費につきましては、委託料など経常経費の増に加え、不燃性有価物売却単価の下落に伴う減収によるものでございます。消防費の経常費につきましては、人件費などの増によるもので、同じく消防費の共通費につきましては、起債償還金の増減によるものでございます。

消防費の個別費において、諫早市につきましては、平成24年度にはしご車購入に借り入れた起債のうち一部の償還が終了したことによる減と今年度実施した諫早消防署梯子車オーバーホールに係る単年度特別負担金が大きな減となっております。大村市につきましては、今年度から2か年の計画で大村消防署の空調機の更新を実施しております

が、令和2年度においては、このうち市の所有分となっております消防団室等の空調機更新に係る単年度特別負担金が増となっております。雲仙市につきましては、令和2年度に実施します小浜消防署の梯子車のオーバーホールに係る単年度特別負担金が増となっているところでございます。

次に、4ページから6ページにつきましては、負担金の算出資料となっておりますが、4ページは、総務負担金の算出表でございまして、5ページは、衛生費負担金の算出表でございまして、6ページは、消防費経常費負担金の算出表でございまして、

7ページは、消防費負担金算出の際に加算いたします前年度調整額を記載した消防費負担金の市別負担額表でございまして、

8ページは、消防債の起債償還表でございまして、左の借入額等一覧表は、令和元年度末の借入額総額50億3,780万円に対し、未償還元金が約25億31万円となっております。右の表は、令和元年度までの借入見込分で作成した起債償還一覧表でございまして、

9ページは、起債償還表の内訳でございまして、左は、構成3市で負担していただく共通分の償還表で、右は個別分の償還表でございまして、

10ページは、基金の一覧表で令和2年度末現在高は、約14億2,926万円となる見込みでございまして、

次に、議案第5号資料2の1ページをお開きください。令和2年度当初予算説明資料について御説明申し上げます。この資料につきましては、予算科目の費目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したものでございまして、

1ページは事務局総務課の総務費に係るものでございまして、1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費で、予算額は、本年度44万6千円、前年度比2万6千円の減となっております。

2款1項1目一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費でございまして、予算額は、本年度4,086万円、前年度比114万4千円の増となっております。主な要因につきましては、財務会計システムの改修に係る負担金の増によるものでございまして、

2款2項1目監査委員費は、監査事務の運営に要する経費で、予算額は、本年度58万円、前年度比9千円の増となっております。

次に、2ページから3ページは、衛生費に係る予算でございまして、3款1項1目塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターの管理運営に必要な予算を計上しております。予算額は、本年度2億1,094万1千円、前年度比351万6千円の増となっております。主な要因につきましては、委託料の増によるものでございまして、

次に、4ページから14ページまでは、消防本部に係る予算でございまして、4款1項

1目消防運営費の予算額は、本年度24億7,725万4千円、前年度比9,399万7千円の増となっております。

「消防本部管理事務」につきましては、消防職員の人件費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費でございます。前年度比8,914万7千円の増の主な要因につきましては、経常経費の給与改定による給料や職員手当の増、臨時的経費における退職手当の増によるものでございます。次に5ページの「諫早署管理事務」につきましては、諫早消防署と4分署及び1派出所の管理に要する経費でございます。6ページの「大村署管理事務」につきましては、大村消防署と2分署の管理に要する経費でございます。7ページの「小浜署管理事務」につきましては、小浜消防署と1分署及び1分駐所の管理に要する経費でございます。8ページの「職員育成事務」につきましては、新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育、資格取得等に要する経費でございます。「予防運営事務」につきましては、火災予防のための普及啓発に要する経費でございます。9ページの「警防運営事務」につきましては、救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費でございます。前年度比57万4千円の増となる主な要因につきましては、従来、各消防署毎に計上していた各種技術競技大会への出場旅費を、一括管理するため集約したことによるものでございます。10ページの「救急運営事務」につきましては、救急搬送業務や救命士育成等に要する経費でございます。同じく「通信指令運営事務」につきましては、通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費でございます。前年度比429万8千円の増となる主な要因につきましては、小浜消防署の救急車用端末タブレット増設に係る委託料と業務系パソコンセキュリティー保守に係る委託料の増によるものでございます。

次に11ページから13ページまでは、消防施設事務に係る予算でございます。予算額は、本年度1億9,065万円、前年度比4,394万3千円の増となっております。

「車両管理事務」につきましては、車両64台に係る維持管理に要する経費でございます。前年度比2,420万円の増となる主な要因につきましては、車両の更新において、前年度は大村消防署の消防ポンプ自動車1台の更新に対し、今年度は高来分署及び愛野分署の高規格救急車2台と小浜消防署の事務連絡車1台の更新を予定しており、その差が増額となっております。一方、梯子車のオーバーホールの委託料においては、前年度の諫早消防署の35m級に対し、今年度は小浜消防署の20m級の梯子車でございますので、約700万円の減を見込んでいるところでございます。次に12ページの「資器材管理事務」につきましては、各種資器材の維持管理に要する経費でございます。前年度比383万3千円の増となる主な要因につきましては、更新計画に基づき、諫早消防署の高度救命処置シミュレーターの購入や救急資機材用のバッテリー交換によるものでございます。同じく、「施設管理事務」につきましては、消防庁舎の維持管理に要する経

費でございます。前年度比1,107万6千円の増となる主な要因につきましては、防水層の経年劣化により雨漏りが発生しております大村消防署及び小浜消防署の防水工事に伴う増でございます。13ページの「通信指令管理事務」につきましては、通信指令装置、無線機器等の維持管理に要する経費でございます。前年度比483万4千円の増となる主な要因につきましては、更新計画に基づく、無停電バッテリーの更新による増で、指令センター及び7か所の更新を計画しております。

次に14ページの5款1項1目公債費につきましては、庁舎や車両の整備等に伴う起債の償還費でございます。予算額は、本年度4億9,067万3千円、前年度比1,352万2千円の減となっております。同じく14ページの6款1項1目予備費につきましては、100万円を計上しております。

最後に、議案第5号資料3について御説明申し上げます。

1ページは、過去10年間の不燃物搬入量、残渣処分量、諫早市最終処分場の残容量の推移を表にしたものでございます。2ページは、不燃性廃棄物として搬入されたものの中から有価物として分別された金属くずを売却して得た収益額の推移でございます。3ページから5ページは、令和2年度購入予定の高規格救急車と資機材等の写真を掲載しております。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第5号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、12ページから22ページまでであります。

○山口喜久雄議員

お尋ねいたします。予算書21ページ8款2項1目不燃性有価物売却代で3,000万円が計上されておりますが、資料の5号資料3の2ページに単価の推移のグラフが載っていますけれども、平成31年度アルミプレス不落のため最高提示価格、Bプレス不落のため最高提示価格と記載してありこの部分の説明と、そこから先の鍋・釜プレスはもっと下がっておりますけれども、これはずっとこういう状態で行くのか、これから先

の見込みといたしますか、Cプレスについては不落のため最高提示価格という可能性はないのか、そこら辺の説明をお願いいたします。それともう一つ、21ページの有価物売却代の消防車両、これは入札でこの金額なのか、どこかに決まっている金額で売ろうとされているのかそこら辺をお尋ねします。

○事務局長（池松 弘君）

まず、有価物の売却価格の下落について御説明いたします。

リサイクル市場における有価物の価格につきましては、平成29年末から中国が廃棄物の輸入を段階的に禁止したことに伴い、スクラップ市場の需要が減り、価格が極端に低下しているものでございます。中国が輸入を禁止した廃棄物の品目といたしましては、平成29年末は家庭系廃プラスチックや未選別の古紙などでしたが、平成30年末は工業系廃プラスチック、モーター、電線、ケーブルなどのスクラップ、そして、昨年末にはステンレスなど金属スクラップも輸入が禁止されております。最も量が多いBプレスというのは、スクラップ用語で、Aプレスは組合が管理をしておりますけれども廃車した自動車をプレスしたもので、Cプレスは飲料缶をプレスしたもので不純物が少ないということで価格が高いものですが、BプレスというのはAプレス、Cプレス以外のものということで廃家電、雑鉄、プラスチックなどの混在物が多い金属くずのことを指すものでございます。

最も搬入量が多いBプレスは、平成29年度第3四半期に契約単価がキロ当たり24円だったものが、直近で2円程度と10分の1に下落するなど、有価物の売却単価が軒並み下落しております。結果的に売却益は平成29年度の同時期と比べ5割程度まで低下しているところで、今後も大きな回復は見込めないのではないかと考えております。

消防車両の売却については、入札によって売却しております。スクラップによる売却でございます。

○山口喜久雄議員

有価物の売却については、この状況が続いていくのだろうということで、改善の見込みがないと、何か他に考えていることもない自分たちではこれ以上どうしようもないと理解していいですか。

○事務局長（池松 弘君）

スクラップの質を上げて少しでも高く買ってもらえるようにしておりますけれども、市場のスクラップの需要が少なくなっているということで、在庫が余っていると聞きます

のでなかなか回復は難しいと思います。

○議長（田川伸隆君）

ほかに歳入全般についてございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。

まず、第1款「議会費」、について、24ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、第2款「総務費」について、25ページから27ページまでであります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、第3款「衛生費」について、28ページ、29ページであります。質疑のある方どうぞ。

○山口喜久雄議員

当初予算説明資料の2ページ、3-1-1 塵芥処理費の可燃物処理事業委託事務の146万3千円のところですが、これは県央不燃物再生センターから排出される可燃物を県央県南クリーンセンターで処理するために必要な経費、手数料となっておりますけど、主に出てくる中身といいますか、こういったものが出てきているのかということと、これを減らす施策というか、周知徹底とかそういうことがなされているのかどうかのお尋ねです。

○事務局長（池松 弘君）

県央県南環境組合への可燃物の処理の委託につきましては、粗大ごみから発生するものでございます。特に、マットレスは、破砕機に掛けられないため、スプリングを取り

除くためにすべて手作業で取り外しております。そのほかには小型家電。リサイクル法に該当しない小型家電のプラスチック等がございます。

対策につきましては、特に組合で取り組めるものはございませんが、他の可燃物が混入しないよう分別の徹底をお願いするということに努めております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、第4款「消防費」についてでございます。30ページから33ページまでであります。

○相浦喜代子議員

消防車両で色々調べていたら気になったことでお尋ねをいたします。当初予算資料の4ページ4款1項1目に書いてありますように、消防本部管理事務の中の職員数は現在254名であります。救急車両を調べているときに、救急車の定員数3人で出場をすることになります。それぞれの消防署には救急車両も併せて全体の人員配置をされると思います。先ほど今回の支出の部分の説明で小浜消防署で言いますと、救急出場が多くなって救急タブレットの導入をしますという御説明があったと思うのですが、そこでお尋ねなのですが、それぞれの消防署が仮に救急車が全部出場した場合、人員が3人ですから小浜消防署の場合2台あれば、2台かける3人ですから6人出て行きます。その場合、残る人員は何人かということになるわけですね。それぞれの消防署がどのように対応しているのか少し疑問になりました。これはなぜかというのと全体の人員配置はこれからの消防署については課題ではないかと思っておりますので、現行を諫早消防署の場合は救急車両が仮に3台あったとして3台かける3人で9人いなくなります。そうすると残りの人員は何人になり、その時の対応はどうやって行っているというのをそれぞれの消防署長にお尋ねしたいと思うのが1点と、それから同じく資料の12ページで施設管理事務がございます。ここに色々主な予算について書いてありますが、この中で小浜消防署講堂屋根及び第2車庫屋上改修業務というのがあります。確か去年の決算を見ても大型の補修があったのじゃなかったのかと思ったものですから、小浜消防署においては、これは雨漏りの補修工事等なのか若しくは違った工事なのかについてお尋ねをいたします。

○次長兼諫早消防署長（城下和美君）

まず、諫早消防署からお答えいたします。

当務人員についてです。本署は最低人員11名です。各分署、4分署ございますけれども4名ずつとしております。

本署ですが、救急車3名、ポンプ自動車3名、タンク自動車3名、救助工作車2名を配置しております。救急車は1台配備で、本署が出場した場合は、西諫早分署、高来分署、多良見分署等でカバーするようになっております。

○大村消防署長（田方 章君）

大村消防署は、本署が最低人員10名、宮小路分署、久原分署がそれぞれ4名となっております。本署の内訳は、救急車3名、ポンプ自動車3名、タンク自動車2名、救助工作車2名を配置しております。3台の救急車でカバーしています。

○小浜消防署長（富岡正英君）

小浜消防署ですが、最低人員は、本署が7名、愛野分署が4名、雲仙分駐所が2名となっております。本署につきましては、救急車1台3名、非常用救急車が出場し、同時に2隊となった場合には、6名出動しますので1名が残となります。この時の対応としましては、当然1名ですので地元消防団にはこのようなことがある可能性がございますので、火災のときには十分協力をお願いしますと常々申しているところでございます。分署については、他の分署と同じで、3名が救急出場、1名残留ということでございます。

○消防長（川原 敦君）

お尋ねの小浜消防署講堂屋根及び第2車庫屋上改修業務についてお答えいたします。昨年度は、小浜消防署の雨漏れで事務所、署長室の上部をさせて頂きました。これは重要な指令システムの配線、機器があるということで急いでさせて頂きました。今回お願いするのは、残りの部分と講堂の屋根の部分でございます。ここも雨漏りがしておりまして、臨時的に処置をしているところでございます。

○相浦喜代子議員

どこでも厳しい状況の中でやっというらっしゃると思うのですが、特に小浜消防署は、今、お尋ねしたように残り1名で火災の場合には消防団、当然そのための連携というか消防団でもありますから当然必要なのだと思うのですが、救急出場につきましては、先般の新聞にも載っていましたように年々増えていて2025年とか2035年問題も含

めて高齢者がある一定、まだ、あと10年以上は救急搬送、これから高齢者が増え、在宅医療が増えてくれば当然救急搬送も増えてくるということになると思います。そうなってくると人員配置の問題というのは当然組合としても考えていかなければならない。採用についても考えていかなければならないと思いますが、それについては、今年度で何かしらの対応策を全体で協議していくとか、そういった考え方ですね。人事採用について、人事配置についての対応策等を組合の方で考えていらっしゃるのかどうか、今年度はいかがなのでしょう、お尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

言われるとおり救急の2025年、2035年問題の問題もございますが、高齢化に伴い救急件数が多くなるのではないかとされているところでございます。当消防本部としましては、現状の体制で最大のどのような動きができるか、常に考えているところでございます。愛野分署から相当な距離があるため小浜消防署の2台体制につきましても実施をしております。また、対応できない場合は愛野分署が対応し、愛野分署が出場している場合は諫早消防署がカバーすることになります。それが広域でやっている最大のメリットでありますし、これからも現体制で何ができるかということを探索しながら対応していきたいと考えております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、第5款「公債費」第6款「予備費」について、34ページ、35ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「組合経費の負担」について、1ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議案第6号「監査委員（組合議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、松尾文昭議員の退場を求めます。

（松尾議員退場）

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第6号「監査委員（組合議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を御説明いたします。

本組合監査委員、元村康一氏が令和元年11月25日をもって辞職されたことに伴い、議員のうちから選任する委員として、別紙候補者の松尾文昭氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項及び本組規約第9条第2項に規定により議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

よろしく、御審議いただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより、議案第6号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号、「監査委員(組合議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて」は、松尾文昭議員の選任に同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議なしと認めます。よって、本案は、松尾文昭議員の選任に同意することに決定いたしました。

松尾文昭議員の入場を求めます。

(松尾議員入場・着席)

○議長(田川伸隆君)

松尾文昭議員におかれましては、監査委員を務めていただくことになりました。

よろしく願います。

ここで、しばらく休憩いたしたいと思います

午後3時10分 休憩

午後3時20分 開会

○議長(田川伸隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11「組合行政に対する一般質問」にはいります。

この際、議長から願います。発言時間については、申し合わせにより、1人につき、答弁を除き20分以内に終わるようご協力をお願いします。

それでは、相浦喜代子議員

○相浦喜代子議員

それでは一般質問をさせていただきます。

議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきますが、質問時間が20分ということでございますので、一括してまず質問をさせていただきます。

「小型救急車両の導入について」、この質問に至った経緯を少しお話しさせていただきます。昨年11月に開催しました諫早市市議会・議会報告会におきまして、市民より消防行政に関わる事として、小型救急車両の導入についての意見質問がございました。

ご意見としては、地域の高齢の方から「自分の住まいは奥まったところにあり、仮に救急車を呼んでも家までは来てもらえないと思うので心配だ。」との意見があり、調べたところ軽自動車による救急車両があった。諫早市では導入できないかとのことでした。恥ずかしながらこの件につきまして、私は知識がなく、今回、組合議会で取り上げさせていただきます。なお、このご質問者の方にもそのようにお伝えし、「組合議会の方で取り上げて、何らかの答えを頂きたいのでお待ちください。」というふうに、諫早市議会としてもお話をしておりましたので、今回、質問をさせていただきます。

道路幅の狭いところや離島など、全国で導入されている事例もあります。軽自動車に救急資器材等を搭載した車両について、設置要件、メリットやデメリット、全国の導入状況をお伺いします。

次に、「県央地域広域市町村圏組合における消防署の建て替えについて」でございます。

この質問は私に取りましては、県央地域広域市町村圏組合議員としての課題であると思っております。諫早市議会議員として、市議会の一般質問においても行っております。今回は、組合議員として質問をさせていただきます。

質問に先立ち2月3日に小浜消防署、諫早消防署高来分署及び多良見分署の視察を行いました。老朽化による雨漏り、外壁の劣化及び剥離はもとより、必要不可欠な増築を行った一方、逆に導線の悪さも感じました。全体スペースの問題もあり、書類等の保管スペースの確保、技術訓練の場所の確保もままならない状況も感じました。

本日、議案第5号資料13ページにも書いてございますが、建て替え順で行くと、小浜消防署、諫早消防署高来分署、多良見分署の順となります。しかし、築年数から言えば昭和47年3月から48年3月の間で建設された建物でありまして、建て替えについては、同時に考える必要もあると思います。仮に同時期に建設場所が決定された場合、建設費等財源については可能なのかという点でお伺いいたします。以上、答弁によっては再質問させていただきますので簡明な御答弁をお願い申し上げます。

○消防長（川原 敦君）

小型救急車車両の導入についてお答えいたします。

この小型救急自動車は、軽自動車をベースとした救急自動車でございます。この小型救急自動車の導入につきましては、兵庫県姫路市が平成21年10月に、国の構造改革特区の提案募集に応じ、離島などに限り救急自動車の要件を緩和するよう求められ、平成23年4月に救急自動車の要件を定める実施基準が改正されております。これにより、姫路市の2つの離島において、軽自動車の救急自動車導入されたのが最初でございます。

救急自動車の設置要件といたしましては、隊員3人以上及び傷病者2人以上を収容し、定められた応急処置や通信用の資器材が積載され、長さ1.9メートル、幅0.5メートルのベッド1台以上と担架2台以上を収納し、さらに救急隊員が業務を行うのに支障がない容積を有するものと定められております。軽自動車を活用した小型救急自動車は、この要件を満たすことはできませんが、この基準の改正が行われました。

基準の改正内容といたしましては、救急自動車の通行に十分でない道路を通行して救急業務を行う必要がある場合に限り、収容人数などの規定を適用しないことができるよう緩和されたものでございます。主に離島や山間地域において導入されているところでございます。

小型救急自動車のメリットといたしましては、狭隘な道路が走行可能となります。これにより人力といいますか、ストレッチャー等を利用した搬送が短くなります。よって、隊員や傷病者の負担が軽減されることが挙げられております。

デメリットといたしましては、車の振動が大きいと心電図が使用できないということです。また、スペースの問題もあり、資器材の積載にも制限があること。さらに、十分な応急処置や室内での観察処置が困難で、容体が急変した傷病者に対しては対応が困難であると考えられます。乗車人数の制限からも付添人が同乗できないほか、揺れや振動で長距離の搬送は傷病者の負担も大きくなることから、搬送途中で通常の救急自動車にませ替える必要があり、そのためには多くの隊員の出場が必要となります。

全国の導入状況につきましては、四国や和歌山県の山間地域など9県14消防本部に21台が配備されているところでございます。

○事務局長（池松 弘君）

県央地域広域市町村圏組合における消防署の建て替えについて、お答えいたします。

消防庁舎の建て替えにつきましては、平成8年2月に構成自治体による第5回共同事務検討審議会が開催され、基金の積立計画を含む消防庁舎の建替方針を策定し、それに基づき、建替計画が推進されてきたところでございます。

建替方針では、消防署につきましては、老朽化や築後の経過年数等を考慮しつつ、所在市との調整が図られ、用地の確保が整った消防署から順次着工するとされております。

分署の建て替えにつきましては、消防署に比べ建替経費が比較的少額であるため、建物の老朽化や用地の確保の状況等を勘案し、随時計画着工するとされているところでございます。

この方針に基づき、海に近いこともあり、施設の劣化状況が顕著な小浜消防署の建て替えを優先することとし、現在、雲仙市において用地の検討が進められているところでございます。

消防庁舎整備事業に係る財政措置といたしましては、起債充当率が75パーセントの一般事業債を活用した場合、残りの25パーセントを一般財源として組合の基金を充当することになります。

基金につきましては、毎年、庁舎建替準備金として、構成市からご負担いただき、計画的に積み立てられ、財源の確保はできているところでございます。

高来分署、多良見分署の建て替えにつきましては、方針計画に基づき、建物の老朽化による緊急性や用地の確保の状況等について、構成市と担当課長会議において協議を行い、計画したいと考えているところでございます。

○相浦喜代子議員

それでは、救急車両の分から再質問させていただきますが、今の消防長のお話で行くと、どうしてもピストン輸送的な役割になってしまう。諫早市だけではなく、雲仙市においても、大村市においても、そういった道幅が狭いところはあると思うのですが、ちなみに、ここ数年でそういった場所で家まで救急自動車が入って行けなくて、ストレッチャーで行ったというようなところとかですね。要はどういった形で対応しようというふうに取り組まれているのか。現状でそのような状況があったのかどうかをお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

先ほど言われたとおり、当管内、すべての署所で長かれ短かれ、狭隘地区は存在しております。当本部といたしましては、日頃から狭隘地区の把握に努めております。救急活動はもちろん消火活動困難地域もありますので、それを把握し、さらに高機能指令システムも入っております。これは地図の検索機能がありまして、これを最大限に活用し、通行可能な経路を選択して現場直近の場所を選択し、ストレッチャーによる移動時間を極力短くして対応していきたいと考えております。数十メートルの距離は私も経験したことがございます。その時もストレッチャーを活用いたしました。ストレッチャーで移

動する場合は、救命処置の継続ができます。先ほど申し上げました軽自動車では、現場で処置し、收容し、救急車内では限られた処置を継続しながらの搬送になります。ストレッチャーでの搬送においても救命処置を継続しながら搬送できますので、我々としてはその対応で行っていきたいと思っております。

○相浦喜代子議員

もう一つの問題点が人員だと思います。先ほどの議案5号の質問でもさせていただきましたが、確実に3人必要になってくる。ピストンでそこに2台6人が行ってしまうと、それ以外の出場が、仮に分署等で賄ったとしてもやはりそこにはリスクの部分が高いのかなというのが一つと、限られた人員の中で1件の出場要請に対して6人が行くということになるのは、これは次への危機管理というものが十分ではないと思っておりますので、そういった意味でも難しいのではないかと思います。そういった意味では現在の定数の中の職員数の配置での課題ではないでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

署長からも報告がありましたけれど、現在、最低人員を決めて活動しております。今いる人員で最大限何ができるかとやっているところでございます。小型の救急自動車を導入されている消防本部も、それだけで運用されているところは離島だけでございます。離島のそれぞれの住宅から船着き場の消防艇までの搬送、これが単独でされているところでございます。他の消防本部については通常の救急自動車と同時出場をしております。そちらに確認したところ、人員を増員しなければならないのが一番のデメリットだと現場の声を聞かせて頂いております。こういうこともありまして一つの救急隊を隣接署から応援に行かせる、同時出場させるとなれば、本来存在する救急自動車はその地域にない空白の時間が生じてきます。そうすると他の署からの繰上出場となってきますので、一つの救急事案に対して2台同時出場は困難ではないかと考えております。

○相浦喜代子議員

ちなみにですが、費用としては、積載する器材にもよりけりなのでしょうが、軽自動車本体とそれと中に積載するものを含めて、大体コンパクトに必要な部分を積載した場合、設備費というのは大体どのくらいになるのでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

現在運用されている消防本部に確認したところ、最低200万円ぐらいから1,200万円と回答を頂いております。これは資器材で違ってくると思います。資器材を考え

ていないところもあると思います。載せる資器材も限定されますし、載せ替えていくという形になると思いますので、実際に配備してどれくらい掛かるかと、これはあくまでも車両と資器材の問題になります。

○相浦喜代子議員

軽自動車タイプの救急車両が仮に無いとしても、市民、住民の命を守るためにそれぞれ工夫をされてご活動されているのもよく分かりますので、今後ともそういったルート案内みたいなもので行くと、たまに違う道を案内してしまって、本当はちょっと遠回りすれば、救急車がそこまで行けたのにとということも、たまにあるように聞きますので今後ともそういった救急出場に関しましても努力を今後とも続けて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、消防署の建て替えについてでございます。先ほど事務局長から御答弁して頂きました中で、提供の土地が決まれば、整ったところから進めていくようなお話、それから起債が75パーセントで残り25パーセントが一般財源になると御回答を頂いたところではありますが、今回私が質問させて頂きましたのは、消防署、それから分署とも住民の安心、安全のため、日々訓練し、待機をし、出場体制を署内において維持されています。組合と私ども組合議会もその思いは共有しています。同時にそこで働く署員、職員の働く環境を守ることも私どもにとっては大切な役割だと思っております。小浜消防署の階段を登らせて頂いたときに、瞬間ですね、建て替える前の諫早消防署を思い出してしまいました。狭く息苦しい仮眠室、行き場を失った膨大な書類、建て増しによる通路の不便さ、その時私が思ったのが、これは早く建て替えをしなければいけないと旧諫早消防署を見たときに思った、そのことまであの小浜消防署にお邪魔させて頂いたときに思い出されました。ここ本部と諫早消防署が完成して5年になります。諫早市民にとっては「あー良かった。」と思っております。「また次は高来分署だ。その次は多良見分署だ。」という思いもございますが、組合議員としては、まずは小浜消防署、そして次、その次とこらえているのも事実でございます。分署におきましては、管轄周辺人口はそれぞれ1万6千人近くでございます。そして指導が必要な企業や施設も十数年の間に増えておりまして、ある程度、そういった書類とかを保管するスペースの確保も必要かと思いますが、それにしても狭いところに次々と足してはいます。増築はしていますがそれでもやはり分署に関しましてもものすごく狭い状況であると思っております。先ほど、小浜消防署ばかり申し上げて申し訳ありません。ただこれは小浜消防署が真っ先に建て替えの1番にいますので質問させて頂くのですが、先ほどの議案第5号の中でも雨漏りについて質問させて頂きました。現在、小浜消防署での雨漏りの補修はどのような形でなされて、今、現状どのようになっているのかをお聞きしてよろしいでしょうか。

どういった雨漏りの補修工事なされたのかお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

現在、簡易的に漏れるところに升のような受け皿を敷いて、外に排出するような形でさせて頂いております。実際、どこから漏れているのか、ピンポイントで分からないものですから天井の落ちるところに受け皿を入れて外に出している状態でございます。

○相浦喜代子議員

イメージはですね、外に樋というのを作りますね。雨が降ってきて、その雨が樋に集まって樋から下の溝に落ちるといった形です。それが事務所の中にあると思えばいいです。要は小さい樋が上にあって、それが雨漏り防止として小浜消防署ではなされているのが現状でございます。このような現状の中で、実は昨日、小浜消防署の建て替えを考えているから明日言おうと思っておりますと話をしていたら、横にいた方がたまたま小浜の方で、「小浜消防署ですか、早く建て替えをしてくださいよ。」と小浜に住んでいらっしゃる方がそんなふうにおっしゃったんですね。これは、地域住民の本当の思いだと思います。私は諫早に住んでいますけれど、組合議員としては避けて通れない話だなと思いましたので、副管理者として金澤市長もいらっしゃるわけですが、これがやっぱり住民の皆様のお思いだと思います。その中であって建設地は当然それぞれの自治体で出さなければならないということで、現在、他の自治体も待っている状態でございますので、そのことについて副管理者でもございます金澤市長に御答弁頂きたいと思っております。

○副管理者（金澤秀三郎君）

小浜消防署の緊急性等々については、今、相浦議員がご指摘頂いたとおりであろうというふうに思います。私どもも、ちょっと雲仙市長としての立ち位置での答弁になってしまうことはご容赦頂きたいのですが、今、建設場所を選定する委員会において様々なことを議論して頂いて、最終段階というふうには伺っていますが、現時点で私の方に正式に答申を頂いたわけではありませんので、それを待って速やかに判断をしていきたいと思っております。

○相浦喜代子議員

是非早急をお願いしたいと思います。これは雲仙市の市民の皆様だけのことではなく、私ども諫早市民にとっても重要な課題であると思っております。とにかく建設地の決定については、それぞれの自治体のものでもありますが、全体の課題、要は起債をするのは消防署の建設だけではありません。消防車とか他の情報システムも今後切り替え等に

よって出てくるものもございます。そういった意味も含めると、私としてはこれを待つだけではなく、同時計画や前倒をして先に計画を進めていくということも、それぞれの自治体でもお考え頂く必要があるのでは無いかと思います。検討委員会があるとはお聞きしましたが是非それとは別でもいいですので、自治体の副市長レベルでの協議会等を立ち上げて頂き、早急な建設計画をここ組合と副市長レベルでの協議というものを前に進むという形でできないかをご提案申し上げますがいかがでしょうか。

○管理者（宮本明雄君）

小浜消防署の件が話題になっておりますけれども、経過はご存じだと思いますけれども、平成8年共同処理の部分について、建て替え等の時期をどうするかという論議がありました。消防署ですが昭和47年に発足をしておりまして、その前後に庁舎等ができたということで一斉に老朽化が始まっているという経過がございます。そういった中で優先すべきものは何なのかということで、当時は大村消防署についてはすでに建設することが確定をしておりまして、諫早消防署と小浜消防署をどうするかというような話が主であったと思っております。消防署につきましては、用地については地元自治体が提供をしますと、当然ながら用地については、適地というのがありどこでもいいというわけではございませんので、消防に向けた適地の提供をすると、ここはどうだろうかということで消防本部とも相談をして適地を確定していくという作業が必要だろうと思っております。その中で事務局長も申しあげました様に、当時の検討の経過では、小浜消防署は非常に海に近いということもあって、鉄骨造りが主でございますので老朽化が激しいということがあって、小浜消防署と諫早消防署は並列なのですけれども、比重は小浜に掛かっていたと私は思っておりますけれども、同列で改築に乗り出そうということで、この消防署も平成27年にできあがりしましたけれども、いくつかの候補を挙げて、5か所ありました。5か所挙げて消防本部と協議をさせて頂いて、どこがいいだろうかと、ここは元々民地にして、ここが理想的だとの話がありまして、用地交渉をしてみようと、市有地であればそのまま提供できるのですけれども、用地買収という経過を踏まえながら平成27年に完成したということでございます。先ほど金澤副管理者が申しあげました様に、今、雲仙市において適地を検討されていとお話を伺っておりますから、その結果によって、当然、地元の自治体が理想とする場所、それから提供できる用地であること、用地買収などであまり時間を要するというふうになるのも大変ですので、そういうことが無いような場所を選んで頂けるのかなというふうに期待をしております。庁舎の建設の資金につきましては、資料にもございますように施設の基金というのを7億円を超える額を用意しておりますので、起債を活用すれば1つの本署、2分署についてもそれほど無理をしなくても出来るのではないかなと思っております。少し時間を頂くこ

とになるかと思いますが、それほど長い時間が掛かるとは私は想定しておりません。近々雲仙市長に答申があるのではないかと、その結果をみて我々としては行動すべきではないかなと思っております。

○相浦喜代子議員

私が言わずとも、実際、副管理者である金澤雲仙市長もそれから選出されておられます。雲仙市議会の議員の皆様も十分おわかりかと思いますが、それは雲仙市だけのことにあらずというのが、この県央組合でございますので是非そのこともお考え頂きたいというのが一つ、そして、一つの消防署を建てるのにですね、整地から建設完成までに、要は2、3年は確実に掛かる訳です。用地はここですと決まってからですよ。そうなってくると、その後、まだ待ち続けなければならない他の分署があるということをお考え頂いて、できれば昭和47年当時、ほぼ同時期に建てているわけですから、同時期に諫早においても、当然今、管理者の方からもうしばらく待って先を進めていきたいとお話がありました。今度は私ども諫早市に帰って、諫早市も雲仙市がそろそろ決まるといふときには、もう高来分署の建て替える場所をきちっと用意しておいてということをしななければならないので、あえてここで今の現状をお尋ねしたところでございます。今後とも、まずは現場がどう動けるのか、どう動くことによって地域住民の命を守ることができるのかということを考えていただきながら、選定する場所を決めて頂きたいと思っております。それと同時に建設への計画を1歩、2歩、3歩と先に進めて頂きたいと思っておりますのでよろしく申し上げて、一般質問を終わらせて頂きます。

○議長（田川伸隆君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これもちまして、令和2年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時46分 閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長

河川伸隆

会議録署名議員

朝長英美

会議録署名議員

小林史政
